

三田市駐輪・駐車場施設指定管理者募集要項

三田市では、別表 1 に記載のとおり市内に自転車等駐車場（以下「駐輪場」という。）が 12 か所、自動車駐車場（以下「駐車場」という。）が 2 か所あり、そのすべての駐輪場及び駐車場（以下「駐輪・駐車場」という。）の指定管理者を次のとおり募集します。

1 施設の概要

- (1) 名称、所在地等 (別表 1) 三田市駐輪・駐車場一覧のとおり
- (2) 設置目的 自動車、自転車等を利用する市民の利便および道路交通の円滑化を図ることを目的とする。

2 管理の基準

- (1) 開場時間 (別表 1) 三田市駐輪・駐車場一覧のとおり
- (2) 休業日 駐輪場：1 月 1 日から 3 日まで及び 12 月 29 日から 31 日まで
駐車場：年中無休
- (3) 公平かつ適切なサービス提供
施設利用者に公平かつ適切なサービスの提供を行ってください。
- (4) 適切な維持管理
施設、設備の維持管理を適切に行ってください。
- (5) 法令等の遵守
駐輪・駐車場の管理運営にあたっては、基本協定書及び仕様書のほか次に掲げる法令等を遵守し、適正な管理運営を行ってください。
 - ① 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）
 - ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）
 - ③ 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
 - ④ 三田市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（平成元年三田市条例第 11 号。以下「自転車等駐車場条例」という。）
 - ⑤ 三田市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成元年三田市規則第 7 号）
 - ⑥ 三田市新三田駅前駐車場の設置及び管理に関する条例（平成 10 年三田市条例第 37 号。以下「新三田駅前駐車場条例」という。）
 - ⑦ 三田市新三田駅前駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 11 年三田市規則第 8 号）
 - ⑧ 三田市藍本駅前駐車場の設置及び管理に関する条例（平成 17 年三田市条例第 18 号。以下「藍本駅前駐車場条例」という。）
 - ⑨ 三田市藍本駅前駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 17 年三田市規則第 26 号）
 - ⑩ 三田市自転車等の駐車秩序に関する条例（平成元年三田市条例第 19 号）
 - ⑪ 三田市自転車等の駐車秩序に関する条例施行規則（平成元年三田市規則第 14 号）
 - ⑫ 三田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年三田市条例

第 21 号。以下「手続条例」という。)

- ⑬ 三田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成 17 年三田市規則第 18 号)
- ⑭ 三田市情報公開条例(平成 15 年三田市条例第 2 号。以下「情報公開条例」という。)
- ⑮ 三田市個人情報保護法施行条例(令和 5 年三田市条例第 5 号)
- ⑯ 三田市暴力団排除条例(平成 24 年三田市条例第 9 号。以下「暴力団排除条例」という。)
- ⑰ その他業務の遂行に関連する法令等

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は次のとおりです。なお、業務の執行にあたり、当該業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託することはできません。ただし、事前に書面により本市の承認を受けた場合は、その一部を第三者へ委託することができますが、使用の許可に関する業務及び使用料の徴収に係る業務を第三者へ委託することはできません。

また、業務の詳細は別添の「三田市駐輪・駐車場指定管理仕様書」のとおりです。

(1) 駐輪場

- ① 自転車等駐車場条例第 4 条の規定に基づく使用の許可及び不許可並びに同条例第 9 条の規定に基づく使用許可の取消しに関する業務
- ② 自転車等駐車場条例第 10 条の規定に基づく使用の休止に関する業務
- ③ 自転車等駐車場条例第 5 条の規定に基づく使用料の徴収、同条例第 7 条に基づく使用料の減免及び同条例第 6 条の規定に基づく使用料の返還に関する業務(インボイス制度への対応含む) ※別途委託契約(委託料は指定管理料に含む)
- ④ 駐輪車場並びにその附帯施設及び備品等の維持管理に関する業務
- ⑤ 駐輪場周辺巡回整理業務(放置自転車対策業務)
- ⑥ 放置自転車等の保管、返還業務
- ⑦ 三田市自転車等の駐車秩序に関する条例第 14 条の規定に基づく費用の徴収に関する業務 ※別途委託契約(委託料は指定管理料に含む)
- ⑧ その他、駐輪場の設置目的を達成するため市長が必要と認める業務

(2) 新三田駅前駐車場

- ① 新三田駅前駐車場条例第 4 条の規定に基づく使用の許可及び不許可並びに同条例第 5 条の規定に基づく使用許可の取消しに関する業務
- ② 新三田駅前駐車場条例第 10 条の規定に基づく使用の制限に関する業務
- ③ 新三田駅前駐車場条例第 6 条の規定に基づく使用料の徴収、同条例第 8 条に基づく使用料の減免及び同条例第 9 条の規定に基づく使用料の還付に関する業務(インボイス制度への対応含む) ※別途委託契約(委託料は指定管理料に含む)
- ④ 新三田駅前駐車場並びにその附帯施設及び備品等の維持管理に関する業務
- ⑤ その他、新三田駅前駐車場の設置目的を達成するため市長が必要と認める業務

(3) 藍本駅前駐車場

- ① 藍本駅前駐車場条例第 4 条の規定に基づく使用の許可及び不許可並びに同条例第 5 条の規定に基づく使用許可の取消しに関する業務
- ② 藍本駅前駐車場条例第 10 条の規定に基づく使用の制限に関する業務

- ③ 藍本駅前駐車場条例第 7 条の規定に基づく使用料の徴収、同条例第 8 条に基づく使用料の減免及び同条例第 9 条の規定に基づく使用料の還付に関する業務（インボイス制度への対応含む） ※別途委託契約（委託料は指定管理料に含む）
- ④ 藍本駅前駐車場並びにその附帯施設及び備品等の維持管理に関する業務
- ⑤ その他、藍本駅前駐車場の設置目的を達成するため市長が必要と認める業務

（4）放置自転車対策に関する業務

- ① 駐輪場周辺巡回整理業務（放置自転車対策業務）
- ② 放置自転車等の保管、返還業務
- ③ 三田市自転車等の駐車秩序に関する条例第 14 条の規定に基づく費用の徴収に関する業務（移動保管料の徴収等）（インボイス制度への対応含む） ※別途委託契約（委託料は指定管理料に含む）

※ 業務内容の詳細は、別紙「三田市駐輪・駐車場施設管理運営業務仕様書」に記載しています。

4 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 5 年間（予定）

- ※ 指定期間は議決事項であることから、市議会における指定の議決（令和 8 年 12 月予定）を経て、指定管理者として指定を受けた段階で確定します。
- ※ 指定期間中であっても、法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止することがあります。

5 指定管理料

市は、駐輪・駐車場の管理運営に要する経費について、指定管理料として予算の範囲内で次のとおり負担し、支払います。

- (1) 指定期間中に支払う指定管理料の上限額は次のとおりとし、金額は、指定管理者の候補となった者（以下「指定候補者」という。）の事業計画、収支予算、責任分担表（別記 1）等を基に、市と指定候補者又は指定管理者が協議して決定します。

なお、収支予算書における各年度の指定管理料がこの上限額を超えて提案されている場合は、失格とします。

年 度	指定管理料上限額 (消費税及び地方消費税を含む)
令和 9 年度	1 1 0, 2 7 9 千円
令和 10 年度	1 1 2, 0 7 8 千円
令和 11 年度	1 1 6, 5 2 5 千円
令和 12 年度	1 2 1, 3 5 1 千円
令和 13 年度	1 2 5, 9 2 3 千円

- (2) 指定管理料の対象となる経費は次のとおりとします。

- (ア) 人件費
- (イ) 消耗品費（燃料費含む）
- (ウ) 保守点検・維持管理経費

- (エ) 50 万円以下/件の修繕費
 - (オ) 光熱水費（電気、水道）
 - (カ) 定期券、一時券等の必要物品の印刷製本費
 - (キ) 電話代等の通信運搬費
 - (ク) 役務費・手数料
 - (ケ) 使用料・賃借料
 - (コ) 保険料
 - (サ) 備品購入費（指定管理料で購入した備品は市に帰属するものとする。）
 - (シ) その他指定管理に必要な経費
- (3) 指定管理料の支払は、原則として会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）を基準として四半期ごとに行うものとし、支払の時期、方法については、別途協定で定めます。
- (4) 指定管理料は、指定管理者が通常使用する口座とは別の口座で管理してください。
- (5) 駐輪・駐車場の使用料及び放置自転車等の移動保管料収入は、本市の歳入として取り扱いますので、指定管理者の経費に充てることはできません。
- 指定管理者に駐輪・駐車場の使用料及び放置自転車等の移動保管料の徴収事務を別途、委託します。なお、委託料は指定管理料に含んでおり、詳細については、別途、徴収事務委託契約で定めます。

6 選定スケジュール

内 容	期 日 等
公告	令和8年7月27日（月）
現地説明会の受付期間	令和8年7月28日（火）～8月5日（水）
現地説明会	令和8年8月17日（月）～8月20日（木）
質疑の受付期間	令和8年8月21日（金）～8月28日（金）
質疑の回答日	令和8年9月4日（金）
申請書類の提出期間	令和8年9月7日（月）～9月17日（木）
選定委員会の審査 （プレゼンテーション・ヒアリング）	令和8年10月上旬～中旬（予定）
選定結果の通知	令和8年10月中旬

7 申請資格

2の管理の基準に従い、3の業務を行うことによって、駐輪・駐車場の管理運営を行うことができ、かつ、管理運営に当たっては、法令及び三田市例規による制約を受け、一定の様式が要求されるとともに、責任、義務等が生じることを了承できる法人その他の団体とします。（個人による申請はできません。）

また、インボイス制度におけるインボイス発行事業者として登録を受けた団体等とします。

なお、当該団体又はその代表者等が次の欠格事項のいずれかに該当する場合は、申請することができません。

<欠格事項>

- (1) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている場合
- (2) 国税又は三田市税を滞納している場合
- (3) 施行令第167条の4の規定に該当する者である場合
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）である場合
- (5) 本市の市議会議員、その配偶者若しくは同居の親族又はこれらの者が実質的に経営に携わる団体である場合
- (6) 市長又は副市長が法第142条に規定する役員等に相当する者である場合
- (7) 暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定するこれらと密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）に該当する場合

また、複数の団体による連合体（グループ）を結成して申請をすることは可としますが、次の要件を全て満たす必要があります。

<グループ申請の要件>

- (1) グループを構成する全ての団体が上記欠格事項に該当しないこと。
- (2) グループは2以上の団体（個人は不可）で結成をすること。また、グループにより申請する場合は、グループの名称を設定し、必ず代表となる団体（以下「代表団体」という。）を選定して、代表団体が諸手続きを行うこと。
- (3) 申請書類提出後、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めない。
- (4) 団体は2以上のグループの構成団体となることができない。また、グループの構成団体になっている場合は、単独での申請はできない。

8 提出書類

- (1) 指定管理者指定申請書（様式1）
- (2) 指定管理者指定申請に係る誓約書（様式2）
- (3) 団体の定款、寄附行為、規約その他これらに類するもの
- (4) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本及び印鑑証明書（いずれも申請日前3か月以内に発行されたもの）
- (5) 法人以外の団体にあつては、代表者の住民票の写し及び印鑑証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの）
- (6) 納税証明書（直近の証明可能な年次のもの）
 - ① 国税：税務署が発行するもので、法人の場合は、法人税と消費税及地方消費税に未納の税額がないことの証明、法人以外の団体は、代表者の申告所得税と消費税及地方消費税に未納の税額がないことの証明
 - ② 三田市税：市が発行する三田市税に係る納税証明で、三田市内に本社又は営業所等を有する法人の場合は法人及び代表者のもの、法人以外の団体の場合は代表者のもの。（非課税で納税証明がない場合は、非課税証明）

- (7) 団体の概要（様式は任意ですが、①沿革、②事業概要、③代表者及び役員の構成及び氏名、④事業実績、⑤直近3事業年度の経営・財務の状況（自己資本（純資産）、総資本（負債純資産））が分かるもの
- (8) 三田市駐輪・駐車場施設の管理に係る事業計画書（様式3）及びその概要版
- (9) 三田市駐輪・駐車場施設の管理に係る年度計画書（様式4）※令和9年度分のみ
- (10) 三田市駐輪・駐車場施設の管理に係る収支予算書（様式5）
- (11) グループ申請の場合：グループ構成員届出書（様式6）、委任状（グループ代表者の指定（様式7）

9 現地説明会の開催

施設の現地説明会を開催します。参加を希望する場合は、次のとおりお申込みください。

- (1) 開催日時
令和8年8月17日（月）から20日（木）までの間で、希望者と調整の上個別に対応します。
- (2) 会場
三田駅前駐車場（駅前町、高次）、新三田駅前駐車場の3か所の内、希望される施設（上記以外の駐輪・駐車場については、質疑にて対応します）
- (3) 参加ができる者
指定管理者の応募資格を満たしている者（1団体につき3名以内とします。）
- (4) 参加方法
「現地説明会参加申込書」（様式8）に必要事項を記入し、「17 問い合わせ・提出先」まで電子メールにより提出してください。
- (5) 受付期間
令和8年7月28日（火）から令和8年8月5日（水）まで
- (6) その他
 - ①現地説明会会場への移動、及び会場間の移動に係る車両等は市では用意いたしませんので、必要であれば参加者各自で手配してください。
 - ②会場（三田駅前駐車場（駅前町、高次）、新三田駅前駐車場）以外の駐輪・駐車場に車両で来場される場合は、近隣店舗への駐車や路上駐車など、周辺住民の迷惑となる行為は厳に慎んでください。
 - ③移動に係る費用は、全て申請者の負担とします。

10 質疑の受付

申請の検討に当たっての疑義を解消するとともに、申請者間の公平性を確保するため、次のとおり質疑を受け付けします。

- (1) 質疑ができる者
指定管理者の応募資格を満たしている者
- (2) 質疑の提出方法
「募集要項の内容等に関する質問票」（様式9）に質疑の要旨を簡潔に記入し、「17 問い合わせ・提出先」まで電子メールにより提出してください。電話その他口頭による

問い合わせには一切応じません。

(3) 受付期間

令和8年8月21日（金）から令和8年8月28日（金）まで

(4) 質疑に対する回答について

質疑に対する回答は、令和8年9月4日（金）10時までに市ホームページ（<https://www.city.sanda.lg.jp/soshiki/139/gyomu/siteikanrishaseido/boshu/36717.html>）で公表します。（個別の連絡・回答は行いません）

1.1 申請書類の提出期間、提出方法等

(1) 提出期間

令和8年9月7日（月）から令和8年9月17日（木）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 提出方法

「1.7 問い合わせ・提出先」に持参又は郵送により提出してください。
なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とします。郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けできません。また、持参の場合には土日祝日を除く午前9時00分から午後4時30分までの間に持参してください。

(3) 作成要領

提出する申請書類の規格は原則としてA4縦型（証明書等様式が決まっているものは除く）本文中の文字の大きさは12ポイントを基本としてください（様式4－概要版を除く）。

(4) 部数

12部（正本1部、副本11部）

1.2 選定方法

(1) 資格審査

申請書等の提出後、当該申請者の申請資格について、書類審査を行います。

(2) 選定

申請資格を有すると認められた申請者のうち、「1.3 選定基準」に照らし、最も適当と認められる団体を指定候補者として選定します。なお、指定候補者の選定に当たっては、選定を公平かつ適正に行う観点から、別に設置する選定委員会の審査（令和8年10月上旬～中旬予定）を経ることとします。

(3) その他

- ① 資格審査又は選定に当たり、申請者に対してヒアリングを行い、又はプレゼンテーションや新たな書類の提出を求めることがあります。
- ② 審査の結果、適当と認められる団体がない場合は、該当なしとする場合があります。

1.3 選定基準

(1) 基本的な方向性

手続条例第4条による次の基準に基づき、公平かつ適正に審査し、選考します。

- ① 事業計画書による駐輪・駐車場の運営が、市民の利用に関し不当に差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
- ② 事業計画書の内容が駐輪・駐車場の効用を最大限に発揮させるとともに、駐輪・駐車場の効率的な管理が図られるものであること。
- ③ 事業計画書による管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- ④ ①～③に掲げるもののほか、駐輪・駐車場の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

(2) 選定方法

(ア) 選定は、評価表に基づき5名の選定委員が評価します。

(イ) 評価は、絶対評価（一部相対評価）とし、提案内容を点数化します。

(ウ) 評価の採点は、書類審査とプレゼンテーション・ヒアリング審査で行います。

ただし、応募者が多数の場合（4者以上）には、書類審査で上位3者に絞り込み、その後当該団体でプレゼンテーション・ヒアリング審査を行います。

(エ) 指定候補者の選定については、各委員の採点の合計点（満点500点）を基に、選定委員会で協議して最適者を選定します。ただし、すべての応募者が300点未満の場合は最適者はなしとし、手続条例第5条に基づき、別途指定候補者を選定するものとします。なお、委員に欠席のある場合は、出席委員の配点合計の6割未満を基準とします。

(3) 評価における配点

指定管理者選定にあたり、市および選定委員会は、各事業者からの提案について、単なる価格の安さだけでなく、「確実・安全な維持管理能力」と「市民サービスの質向上」を最重要視して採点を行います。

(ア) 評価における配点は次のとおりとします。

区 分	配点
管理運営についての基本方針	5
事業能力	30
管理能力	35
経費（提案額）	30
合計	100

(イ) (ア) の区分ごとに細分化した評価項目を設け、それぞれ5段階評価とします。なお、経費（提案額）についての評価は、金額を他者と比較して採点します。

1.4 選定結果の通知

指定候補者の選定後、その結果を速やかに申請者に文書で通知します。（令和8年10月中旬頃）

1.5 指定管理者の指定

指定候補者は、市議会の議決（令和8年12月予定）を経て、指定管理者として指定します。

1 6 協定

本市と指定候補者は細目について協議を行い、指定の議決後、基本協定を締結します。(令和9年3月頃)

基本協定に定める事項は、次のとおりです。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 事業報告に関する事項
- (3) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (4) 駐輪・駐車場の管理の業務に関し知り得た個人情報の保護に関する事項
- (5) 駐輪・駐車場の管理の業務に関し取得し、又は作成した文書の取扱いに関する事項
- (6) 駐輪・駐車場の物品の所有権の帰属に関する事項
- (7) その他市長が必要と認める事項

基本協定締結にあたり、暴力団排除条例第6条第2項第1号及び手続条例第7条の規定に基づき、暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

また、令和9年度の指定管理料の額及びその支払方法に関する事項について定める年度協定は令和9年4月1日付で締結します。

1 7 問い合わせ・提出先

〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号

三田市都市整備部管理課（本庁舎5階）

・電話 : 079-559-5110

・電子メール : kanri@city.sanda.lg.jp

1 8 その他

- (1) 提出された書類等は、一切返却しません。
- (2) 提出された書類の内容を変更することはできません。(軽微な誤記の訂正を除く)
- (3) 提出された書類等の虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (4) 選定委員会の委員、本件業務に従事する市職員並びに本件関係者に対して、本件応募についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合は、失格となる場合があります。
- (5) 提出された書類等の著作権については、申請者に帰属するものとする。ただし、申請者が指定管理者となった後の書類等については、市が必要と認める場合には、市は指定管理者にあらかじめ通知することによりその一部または全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (6) 提出された書類等は、情報公開条例に規定する公文書に該当し、公開請求の対象となります(非公開とすべき箇所を除く)。また、申請があった事実、提出された事業計画書及び選定の結果については、同条例第29条の規定により公表することがあります。
- (7) 申請に関して必要な費用は、全て申請者の負担とします。
- (8) 申請に当たって市に開示したノウハウ等に関しては、申請者が指定管理者となった後に市が当該ノウハウ等の提供を受ける場合を除き、一切対価等を支払いません。
- (9) 指定期間開始前および指定期間終了後の引継業務にかかる費用は、指定管理者の負担とします。

- (10) 駐輪・駐車場の指定管理者としての事業は、法人税等の課税対象となる場合があります。

三田市駐輪・駐車場の概要(一覧)

令和8年7月1日 現在

種別	施設名 供用年月日 年数	電話番号	所在地	形態 面積	収容台数		新三田駅前駐輪駐車場詳細				各種料金	業務時間 利用時間	備考
							フロア	台数	軽	身障者			
有料駐 車場	藍本駅前駐車場 H17.11.1 20	----	藍本 876番地2	屋外 600㎡	定期 一時	11台 10台					一時利用 500円 / 日 定期利用 6,000円 / 月	6:00～22:00 終日開放	
	新三田駅前駐車場 H11.4.1 27	代561-2267 559-0996	福島 455番地9	屋内 2660㎡	定期 一時	140台 140台	2階 3階 屋上 合計	93台 93台 95台 281台	11台 11台 9台 31台	4台 4台 0台 8台	一時利用 150円 / 30分 1日上限 1,000円 (24時間) 定期利用 14,000円 / 月	6:00～1:20※	(1台管理用として予備) 開場時間中は有人とする。 シャッターは手動で開 場し、手動で閉場する
	新三田駅前駐車場 (駐輪場) H11.4.1 27				自転車 原付 自動二輪	860台 1512台 50台	1階 1階 地下 屋外	860台 361台 1151台 50台			【屋外】 ○自転車 ・一時 100円 ・定期 1,600円 (1ヶ月) 4,300円 (3ヶ月) ○原付 ・一時 200円 ・定期 2,700円 (1ヶ月) 7,300円 (3ヶ月) ○自動二輪 ・一時 300円 ・定期 4,500円 (1ヶ月) 12,400円 (3ヶ月)	6:00～1:20※	6:00～22:00は 有人とする
有料駐 輪場	三田駅前駐車場(高次) (三田駅北駐輪場) H14.4.1 24	563-8131	高次1丁目 427番地3	屋外 2761㎡	自転車 原付 自動二輪	157台 148台 46台						6:00～22:00 終日開放	6:00～22:00は 有人とする
	三田駅前駐車場(駅前町) (三田駅前地下駐輪場) H15.7.1 23	564-6181	駅前町 74番地2	屋内 1375㎡	自転車 原付	592台 553台						4:30～1:20※	シャッターは自動で開 場し、自動で閉場する。 6:00以降の開場時間は 有人とする
	広野駅前駐輪場 H11.8.1 26	----	広野 5番地7	屋外 900㎡	自転車 原付	511台						終日開放 H26.4.1から無料	
無料駐 輪場	R8.5.1～区画整理事業に伴い仮設駐輪場へ一時移転中												
	相野駅前駐輪場 (相野駅前第1駐輪場) H8.11.1 29	----	下相野 301番地14他	屋外 900㎡	自転車 原付 自動二輪	354台 18台					【屋内】 ○自転車 ・一時 100円 ・定期 1,800円 (1ヶ月) 4,800円 (3ヶ月) ○原付 ・一時 200円 ・定期 3,200円 (1ヶ月) 8,600円 (3ヶ月)	終日開放 H26.4.1から無料	
	相野駅前駐輪場 (相野駅前第2駐輪場) H4.7.1 34	----	上相野 25番地6	屋外 570㎡	自転車	350台						終日開放 H26.4.1から無料	
	藍本駅前駐輪場 H15.4.1 23	----	藍本 952番地6	屋外 560㎡	自転車 原付	200台						終日開放 H26.4.1から無料	
	横山駅前駐輪場 H3.11.1 34	----	南が丘2丁目 1958番地2	屋外 333㎡	自転車 原付	92台						終日開放 H24.10.1から無料	
	フラワータウン駅前駐輪場 H24.10.1 13	----	弥生が丘1丁目 863番地13地先	屋外 233㎡	自転車 原付	119台 29台						終日開放 H24.10.1から無料	
	南ウッディタウン駅前駐輪場 (あかしあ台) H8.4.1 30	----	あかしあ台 5丁目312番地	屋外 15㎡	自転車 原付	12台 5台						終日開放 H24.10.1から無料	
	南ウッディタウン駅前駐輪場 (すずかけ台) H8.4.1 30	----	すずかけ台 2丁目113番地	屋外 218㎡	自転車 原付	76台 18台						終日開放 H24.10.1から無料	
	ウッディタウン中央駅駐輪場 H8.7.1 30	565-8572	ゆりのき台 1丁目171番地	屋外 1120㎡	自転車 原付	350台						終日開放 H26.4.1から無料	保管庫(毎週火曜日) 10:00～18:00
			屋内 4035㎡	自転車 原付	3013台						移動保管料 ○自転車 3,500円 ○原付 6,500円	自動二輪整備状況 ・新三田(H22.9拡張) ・三田駅前(高次)(R7.12拡張)	
			屋外 8210㎡	自動二輪	114台								

【新三田駅前駐車場】※最終電車の到着が遅延等により閉鎖時間を過ぎる場合は、その乗客の自動車、自転車等が出庫できるよう閉鎖時間を遅らせる対応をとるものとする。

・三田駅前駐車場【高次(三田駅北)、駅前町(三田駅前地下)】

三田駅前自転車等放置禁止区域



・新三田駅前駐車場(駐車場・駐輪場)

新三田駅前自転車等放置禁止区域



・広野駅前駐輪場

広野駅前自転車等放置禁止区域



・相野駅前駐車場【第1、第2駐輪場】

相野駅前自転車等放置禁止区域



・藍本駅前駐車場(駐車場・駐輪場)

藍本駅前自転車等放置禁止区域



・横山駅前駐車場(駐輪場)

横山駅前自転車等放置禁止区域



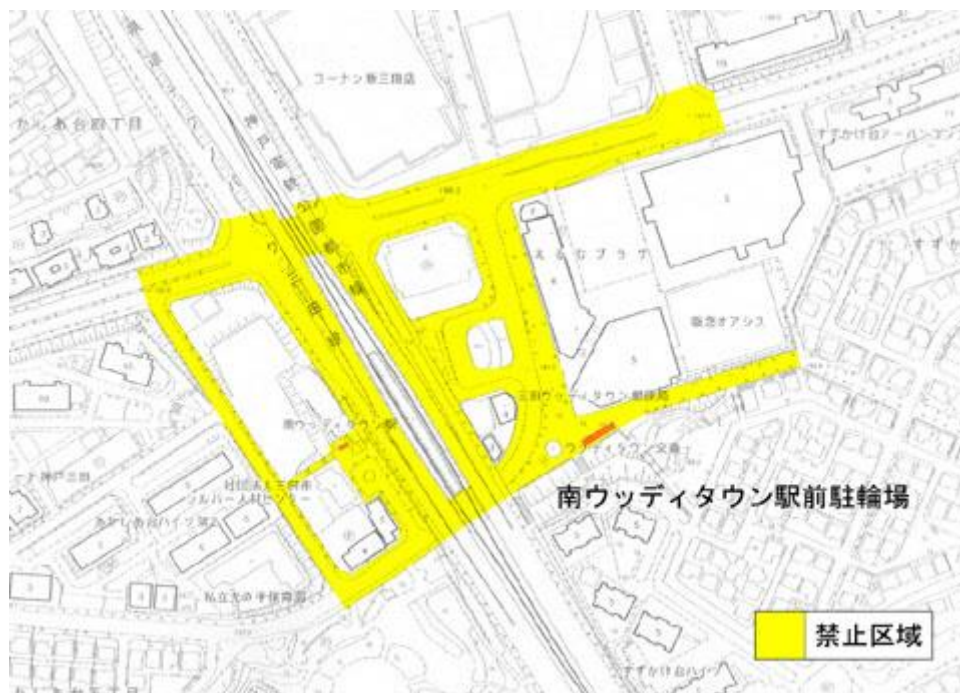
・フラワータウン駅前駐車場（駐輪場）

フラワータウン駅前自転車等放置禁止区域



・南ウッディタウン駅前駐車場【駐輪場（あかしあ台・すずかけ台）】

南ウッディタウン駅前自転車等放置禁止区域



・ウッディタウン中央駅前駐車場(駐輪場)

ウッディタウン中央駅前自転車等放置禁止区域



三田市駐輪・駐車場施設責任分担表

項目		内容	負担者		備考
			市	指定管理者	
申請	申請手続き	申請にかかる費用等		○	
管理運営の準備	人員募集	人材の確保及び研修等にかかる費用等		○	
	業務引継ぎ	引継ぎを受ける場合及び次期指定管理者に引き継ぐ場合の費用等		○	
外的な要因	物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○	著しい増額は別途協議
	金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○	
	法令変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令変更	○		自主事業除く
		上記以外の法令変更		○	
	税制変更	施設の管理運営に影響を及ぼす税制変更	○		
		一般的な税制変更		○	
	不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設の修復による経費の増加	○		
施設・設備等	修繕	管理上の瑕疵によるもの		○	
		経年劣化によるもの及び第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（1件、50万円以下）		○	
		経年劣化によるもの及び第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（1件、50万円超）	○		
	維持管理	保守契約		○	
保険	火災保険	火災保険	○		
	施設賠償責任保険	施設賠償責任保険（指定管理者特約条項等付）		○	
消耗品		消耗品		○	
光熱水費		光熱水費		○	
第三者への賠償		施設・設備の設置に関する瑕疵等、市の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合	○		
		指定管理者の注意義務を怠るなど、指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合		○	
周辺地域・住民及び施設利用者への対応		地域との協調		○	
		施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○	
		上記以外	○		
事業の中止、変更、延期		市の責めに帰すべき事由による場合	○		
		指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○	
		不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う事由による場合		○	事業継続に支障をきたす場合は別途協議
事業終了時の撤収作業		指定期間が終了した場合、又は指定管理を取り消した場合における事業者の撤収費用		○	

※本表に定める事項で疑義がある場合、又は本表に定めのないものについては、市と指定管理者が協議の上決定します。

三田市駐輪・駐車場施設 指定候補者選定にかかる評価項目及び評点（評価表）

評価項目及びその視点等			採 点					
分類（配点）	評価項目 （各5点満点）	視点・内容	評価ランク					配点
1. 基本方針 （配点：5点）	(1)管理運営の基本方針	施設の設置目的を理解し、施設の効用を高める方針が示されているか 特定の個人や団体を差別せず、公平・適切なサービスを提供する方針があるか	5	4	3	2	1	5
2 事業能力 （配点：30点）	(1)受付・案内	施設の受付・案内業務を適切に行うことができるか	5	4	3	2	1	30
	(2)入出庫管理	車両の入出庫管理を適切に行うことができるか	5	4	3	2	1	
	(3)巡回警備	施設の定期巡回警備業務を適切に行うことができるか 駐輪場内の自転車等の整理整頓を適切に行うことができるか	5	4	3	2	1	
	(4)使用料徴収	施設の使用料の徴収業務を適切に行うことができるか 定期券・シールの交付、一時利用の先払い、超過日数の料金徴収を厳格に行う仕組みがあるか	5	4	3	2	1	
	(5)使用許可	施設の使用許可の業務を適切に行うことができるか	5	4	3	2	1	
	(6)放置自転車対策	放置自転車の対策業務を適切に行うことができるか （駐輪場周辺巡回整理業務、放置自転車等の保管・返還業務）	5	4	3	2	1	
3 管理能力 （配点：35点）	(1)財務状況	法人（団体を含む）の財務状況は、安定的かつ確実に施設を管理できる健全なものであるか	5	4	3	2	1	35
	(2)管理実績	類似施設の維持管理の実績があるなど、経験が豊富であるか	5	4	3	2	1	
	(3)職員配置・研修体制	施設の維持管理の経験、知識がある職員を確保し、適切に配置することができるか 利用者に対し適切なサービス提供ができる職員配置体制がとれているか 職員の管理体制が明確であるか（研修計画・報告書を市に提出する体制があるか） 人権研修、守秘義務、接客マナー、公金取扱の研修計画が具体的か	5	4	3	2	1	
	(4)施設管理	施設・設備の維持管理（警備、保守点検、修繕、清掃等）を適切に行うことができるか	5	4	3	2	1	
	(5)事務管理	業務報告書の提出、文書管理、情報管理などの事務管理を適切に行うことができるか 情報公開及び個人情報保護等について、条例に基づき適切な対処ができるか 団体として適正な内部統制が図れているか	5	4	3	2	1	
	(6)危機管理・安全訓練	安全管理体制の仕組みが組織として明確に示されているか 緊急時など、利用者の安全を確保するための対応がとれるか 救急時、市や関係各所との連絡体制が明確であるか マニュアル整備と年1回以上の避難・救護訓練の実施計画があるか	5	4	3	2	1	
	(7)利用者満足度・サービスの向上	利用率の向上や、定期利用・一時利用者が快適・便利に利用できるための配慮・工夫がなされているか。	5	4	3	2	1	
4 経費 （配点：30点）	(1)指定管理料提案額の比較 （5ヶ年総額）	指定管理料提案額を比較する ※有効な提案のうち最低額の事業者：30点、2位以下は、金額が高い順に5点ずつ減じる。	※選定委員は記入不要					30
			合 計					100

評価基準	評価 5：提案内容が大変優れており、十分である。 評価 4：提案内容が優れており、概ね十分である。 評価 3：提案内容が普通（標準レベル）であり、履行能力を有する。 評価 2：提案内容がやや劣っており、不十分な点がある。 評価 1：提案内容が著しく劣っており、不十分である。	特記事項
------	--	------